

天井脱落に関する主な被害と対応

○過去の地震における天井落下に関する主な被害

- ・ 芸予地震(H13. 3) / 体育館等の天井落下
- ・ 十勝沖地震(H15. 9) / 空港ターミナルビル等の天井落下
- ・ 宮城県沖地震(H17. 8) / スポーツ施設の天井落下

○これまでの対応状況

- ・ 芸予地震による被害を受け、技術的助言(H13. 6. 1)を通知。
〔 ①構造体と天井材の間にクリアランスを設ける、②吊ボルトにブレースを設ける、③Tバーを下地材に固定する、対策を助言 〕
- ・ 十勝沖地震による被害を受け、技術的助言(H15. 10. 15)を通知。
〔 ガイドライン(H13. 6. 1)の①～③に加え、④剛性の異なる部分相互の間にクリアランスを設ける、⑤既設の天井において①～④の措置や落下防止措置等を行う、対策を助言 〕
- ・ 宮城県沖地震による被害を受け、技術的助言(H17. 8. 26)を通知。
〔 ①建築確認の際に、天井に関する設計図書の提出を求め、H15 通知の対策が適切にとられていることを確認する、②中間検査又は完了検査において、天井の工事写真を求める等により、設計図書通り施工されていることを検査する、崩落対策の徹底を助言 〕
- ・ また、大規模空間を持つ建築物の実態調査を実施。以降、年 2 回の建築物防災週間において対策状況を継続的に調査。
- ・ 平成 20 年度より建築基準整備促進事業において、大規模空間を持つ建築物の天井脱落について、振動測定、地震応答解析、振動実験を実施し、マニュアル整備に向けた調査を実施。
- ・ 東日本大震災による天井脱落の被害を受け、本年度、建築基準整備促進事業を活用し、被害状況の整理・分類、被害状況を踏まえた基準の整備に資する検討を実施。

○建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抄）

（屋根ふき材等の緊結）

第 39 条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。